

—女性差別撤廃条約批准 30 年—

女性の人権は今？！

人権とは人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利です。

「女性差別撤廃条約」を日本が批准したのは 1985 年。同年男女雇用機会均等法とセットで制定されたのが労働者派遣法。女性の人権はどうなったのでしょうか？

女性の働き方、子育てなどから女性の人権を考え、差別や貧困をなくす運動につなげましょう。

講師 弁護士 森 一恵さん

女性の働き方

高校や大学を卒業後男性と同じように企業などに就職しますが女性は妊娠・出産を機に 6 割が仕事をやめ、出産・育児後の再雇用は非正規が多い(M字型雇用)

働く女性の実態

- ・女性の平均賃金は男性の半分
- ・働く女性の約 6 割は非正規雇用
- ・非正規労働者の約 7 割が女性
- ・年収 200 万円未満の女性は 44.9%

妊娠・出産による解雇、嫌がらせ(マタニティハラスメント)

妊娠・出産した女性が「よく休む」「あなたの代わりはいる」などとさまざまないやがらせにあい、職場から排除される事態が



日時：2月6日(土) 10:00~12:00

会場：本町プラザ 6階 第4会議室

受講料：無料

託児：無料ですが、申し込みが必要です。

※申し込み締切 平成28年1月26日(火)

※6か月~小学3年生程度が対象です

◆お申し込み・お問い合わせ◆

受付開始：平成28年1月6日(水) 9:00~

申込方法：男女共同参画センター「はもりあ四日市」へ(※日・月・祝日休み)

・電話番号：354-8331 FAX番号：354-8339

・Eメール：kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp

どちらも下記の必要項目をお知らせください。

・講座名 ・参加者の住所、名前、電話番号

・託児を希望される方は、お子様の名前と年齢

駐車場：本町プラザ駐車場(高さ制限あり155cmまで)及び

市営中央駐車場(市役所北隣)は無料の駐車券をお渡しします。

【新日本婦人の会 四日市支部】 四日市市西浦1丁目9-12

TEL&FAX 059-351-3539、携帯電話 090-9268-4845(井口)

※ この講座は、四日市市男女共同参画センターの委託を受け、新日本婦人の会四日市支部が企画運営致します。